

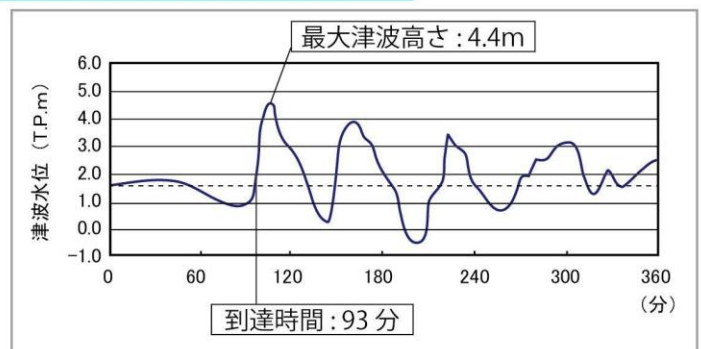
岸和田市津波避難計画書

- 第1波が一番大きいとは限らない!
- 津波第1波後、6時間はもとの場所に帰らない!
- 南海線より東(山側)へ徒歩で逃げる!
- 避難ビルはみんなで逃げ込むところではない!

逃げろ!!

南海線より山側へ
第一波到達 **93分**
とにかく徒歩で逃げる

津波到達時間と大きさ(岸和田水門)



津波の第1波到達まで約93分

津波到達までに、何よりまず山側へ避難!!
(南海線より山側へ)



平成26年7月
岸和田市

目 次

1. 概要	1
1.1 目的	1
1.2 計画の修正	2
1.3 避難目標	2
1.4 用語の定義	2
2. 避難計画	3
2.1 想定地震・津波	3
2.2 避難対象地域	4
2.3 避難困難地域	7
2.4 避難場所等、避難経路の指定・設定	9
3. 津波対策の啓発及び避難支援	16
4. 津波情報の収集・伝達	17
4.1 津波情報の収集	17
4.2 避難勧告・指示の発令	19
4.3 地震・津波・気象予警報等の情報周知	21
5. 職員の配備体制	24
6. 水門・鉄扉等施設操作活動	27
6.1 情報の伝達	27
6.2 配備体制	28
6.3 津波防ぎよ施設の操作	28
6.4 施設の維持管理	28

1. 概要

1.1 目的

この計画は、「岸和田市地域防災計画」及び「津波対策の推進に関する法律（平成 23 年 6 月 24 日法律第 77 号）」に基づき策定するものであり、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね 6 時間から 10 数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

なお、津波防災の基本的な考え方として、早急に取り組む必要があることから、津波防災施設等のハード整備（防ぐ対策）に優先して、地震津波災害から確実に「命を守る」ための対策としてソフト対策（逃げる対策）を最優先とした計画とする。

市の南海トラフ巨大地震における津波による死者は 1901 人と想定されているが、津波避難を迅速化することで、津波死亡被害はゼロとなるとされている。

表 1-1 岸和田市における被害の想定（大阪府実施）

人的被害				建物被害		
建物倒壊による 人的被害	死者数		7 人	揺れによる建物被害 （揺れ＋屋内落下物）	全壊棟数	117 棟
	負傷者数		338 人		半壊棟数	1,909 棟
	要救助者数		25 人	液状化による 建物被害	全壊棟数	539 棟
津波による 人的被害	死者数	避難率低	1,901 人		半壊棟数	1,933 棟
		避難率速	0 人	津波による建物被害	全壊棟数	393 棟
	負傷者数	避難率低	2,591 人		半壊棟数	3,368 棟
		避難率速	0 人	急傾斜地崩落による 建物被害	全壊棟数	1 棟
	要救助者数		5,125 人		半壊棟数	1 棟
急傾斜地崩落による 人的被害	死者数		0 人	地震火災による 建物被害	出火件数	5 棟
	負傷者数		0 人		全壊棟数	0 棟
地震火災による 人的被害	死者数		0 人	総計	全壊棟数	1,050 棟
	負傷者数		0 人		半壊棟数	7,211 棟
ブロック塀・自販機等の 転倒による人的被害	死者数		0 人	※被害の想定 四国沖に大すべり域＋超大すべり域 地震時に護岸・堤防が沈下＋水門・陸閘が開放 （岸和田市への津波）		
	負傷者数		2 人			
屋内収容物移動・転倒に よる人的被害	死者数		3 人	人口		
	負傷者数		44 人			
総計	死者数	避難率低	1,911 人	建物棟数		65,287 棟
		避難率速	10 人	震度		6 弱
	負傷者数	避難率低	2,975 人	浸水面積		398ha
		避難率速	384 人	最大津波水位		4.4m
	要救助者数		5,150 人	津波最短到達時間		93 分

※南海トラフ巨大地震は、「(「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」平成 25 年 10 月 30 日建物・人的被害、平成 26 年 1 月 24 日経済被害資料) による。

1.2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

1.3 避難目標

津波の危険性から生命の安全を確保するため、南海線を越えて東（山）側に避難することを目標とする。

1.4 用語の定義

この計画において、使用する用語の意義は次のとおりとする。

（１）津波浸水予想地域

津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

（２）避難対象地域

津波の浸水を予想される地域を基本に、津波が発生した場合に避難が必要な地域をいう。

（３）避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域外の安全な場所に避難することが困難な地域をいう。

（４）避難経路

避難する場合の経路で、住民（自主防災組織）等が設定するものをいう。

（５）避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に岸和田市が指定するものをいう。

（６）津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた者が緊急に避難する建物で、岸和田市が指定するものをいう。

（７）津波防災施設

堤防、防潮堤、水門等津波被害を防止又は軽減するための施設をいう。

ただし、津波浸水予想地域や避難対象地域の指定にあたっては、門扉を閉鎖することが困難であったり、地震動による被害も想定されることから、人命の安全確保を最優先し、万が一の事態に備えて、その機能が十分発揮できると考えられる場合を除き、この計画では、その効果を考慮しないものとしている。

※（５）、（６）を総称して「避難先」という。

（８）水防活動

洪水や津波などが起きたときに、人命や財産を守るため、地域に住んでいる人々が被害を最小限に食い止めようとする自衛の減災活動をいう。その中心となるのが水防団です。

（９）避難準備情報

災害発生の可能性が予想される状況。家族との連絡、非常持持出品の用意など避難準備を開始。避難支援者は支援行動のための準備を開始

（１０）避難勧告

避難行動を開始しなければならない段階であり、指定された避難所への避難行動を開始
避難行動要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始

（１１）避難指示

前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況。避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了

2. 避難計画

2.1 想定地震・津波

想定地震・津波については、「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」（大阪府 平成 25 年度）の結果を基とした。

府の検討結果等より、想定される地震や津波の規模等は以下に示すとおりである。

地震動について、岸和田市内は最大震度 6 弱と想定されている。

一方、津波について、岸和田市内では、

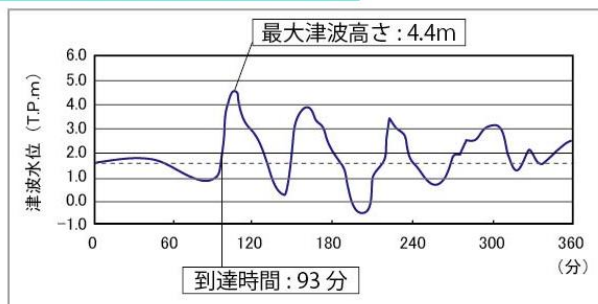
○地震発生後早いところでは、約 93 分後に第 1 波の津波が到達

○最大津波高さは 4.4m

○約 150 分後に第 2 波、約 220 分後に第 3 波など到達

とされており、大芝校区、春木校区、大宮校区、朝陽校区、中央校区、城内校区、浜校区、及び大阪木材コンビナート協会（木材町）、大阪鉄工金属団地協同組合（臨海町）、地藏浜町協議会（地藏浜町）、阪南 2 区連絡協議会（岸之浦町）、の一部区域が浸水する予想となっている。（図 2-2 津波浸水想定参照）

津波到達時間と大きさ（岸和田水門）



出典：「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」資料（大阪府 平成 25 年度）

図 2-1 津波波形図

2.2 避難対象地域

想定南海トラフ地震津波が発生した場合に、浸水により被害が生じることが予測されるため、避難が必要と考えられる地域を避難対象地域として指定する。

「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」（大阪府 平成 25 年度）の検討結果によれば、津波浸水想定は図 2-2 に示す範囲であるが、津波避難計画は地域を一体的なものとして考える必要があるため、本市が避難の目標としている南海線を基準線とし、その以西の区域を避難対象地域と設定する（図 2-3 参照）。

表 2-1 避難対象地域の一覧

避難対象地域	南海線以西の地域 大芝校区（松風町、戎町、八幡町、磯上町 1～6 丁目） （木材町） 春木校区（春木泉町、春木南浜町、春木北浜町、春木本町、春木大小路町、 春木元町、春木中町、春木若松町、春木宮川町、春木宮本町、 春木大国町、新港町） 大宮校区（加守町 1～3 丁目） 朝陽校区（上野町東、上野町西、下野町 1～5 丁目、岸野町、並松町、沼町、 港緑町） （臨海町） 中央校区（本町、堺町、魚屋町、北町、筋海町、五軒屋町、宮本町） 城内校区（岸城町、南町） 浜校区（大工町、中之浜町、紙屋町、大手町、中町、中北町、大北町） （地藏浜町、岸之浦町）
--------	--

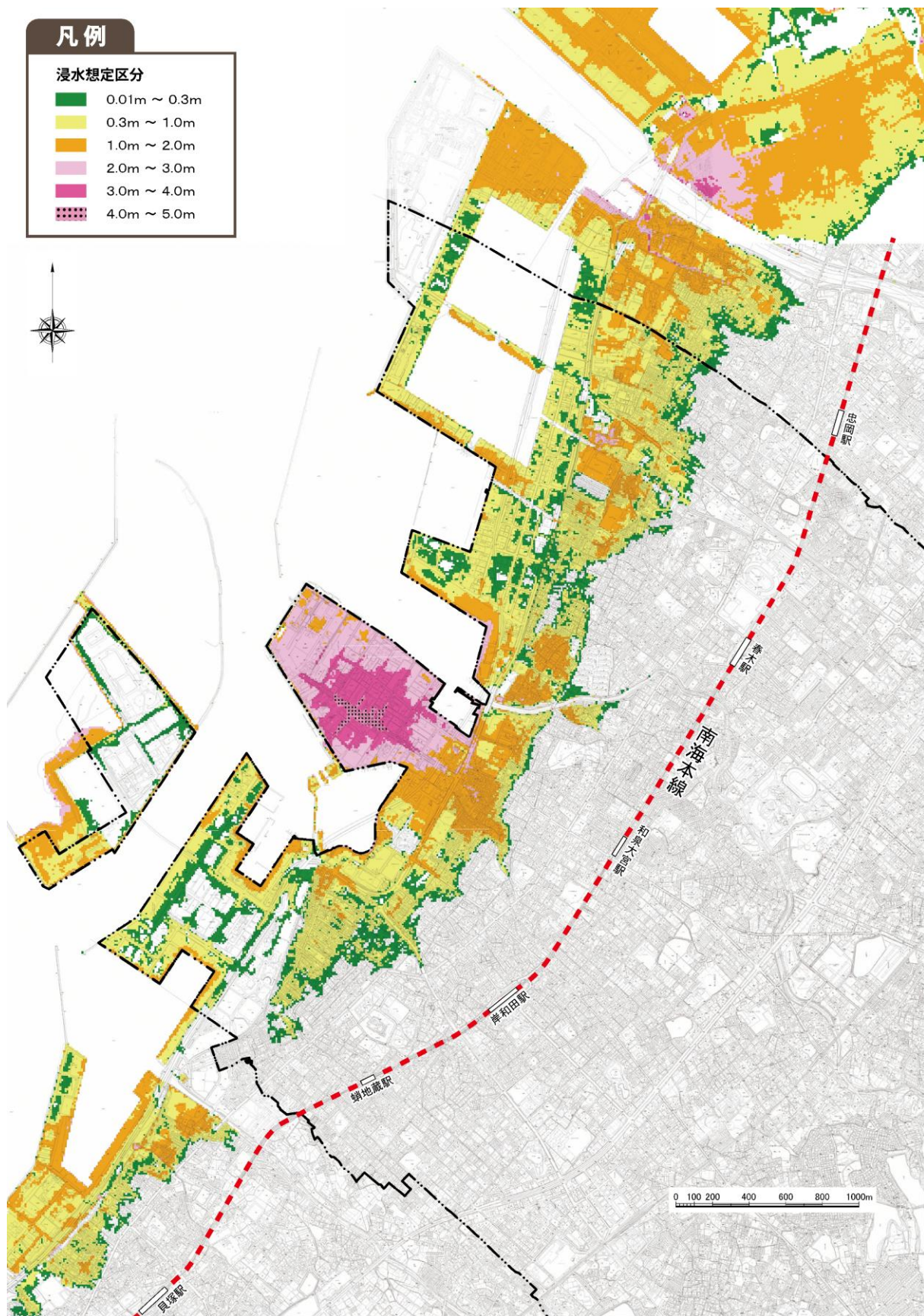


図 2-2 津波浸水想定

「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」（大阪府 平成 25 年度）による浸水想定



図 2-3 避難対象地域

2.3 避難困難地域

岸和田市沿岸に津波が来襲するのは地震発生から約 93 分後と推測される。それまでに安全な場所(津波浸水区域外)に避難をしなければならない。このとき避難は徒歩であることを前提として、津波到達までの時間でどれだけ移動できるかを推定し、時間内に安全な場所に移動できない区域を避難困難地域とする。

岸和田市内での避難困難地域については、以下の算出によって検討した。

- ① 津波到達予測時間：第 1 波到達時間の約 93 分
- ② 避難目標：南海線より東(山)側
- ③ 避難経路は、津波避難ワークショップでの検討をもとにした津波ハザードマップによる
- ④ 避難可能距離(範囲)の設定

「津波避難ビル等に係るガイドライン」(平成 17 年 6 月総理府)によると、避難可能距離は次のように算出できる。

避難可能距離の算出

$$L_1 = \text{歩行速度 } P_1 \times (\text{津波到達予想時間 } T_1 - \text{避難開始の時間 } t_1 - \text{高台への昇降時間 } t_2)$$

$P_1 = 0.91\text{m/秒}$ (障害者車いす利用) → 通常の歩行速度は 1.0m/秒

$T_1 = \text{津波到達時間} = 93 \text{ 分} \times 60 = 5,580 \text{ 秒}$

$t_1 = \text{避難開始時間} = 5.3 \text{ 分} \times 60 = 318 \text{ 秒}$

$t_2 = \text{津波高 } H / \text{昇降速度 } P_2 = 4.4\text{m} / 0.21\text{m/秒} = 21 \text{ 秒}$

$L_1 = 0.91 \times (5580 - 318 - 21) = 4,769\text{m}$

(「津波避難ビル等に係るガイドライン」(平成 17 年 6 月総理府))

産業団地から南海線までは概ね 3 km (直線距離) であるので、それぞれの産業団地から避難目標である南海線より山側への避難は十分可能であり、避難困難区域はないと判断される。しかし、さらに歩行困難な場合の可能性もないとはいえないので、今後、実際の訓練における歩行速度なども参考に、検討を深めていくこととする。また、仮に何らかの事情(家具の転倒などによる障害)により逃げ遅れる可能性もふまえて、避難対象地域内での津波避難ビル等が必要と考えており、次表のように津波避難ビルの指定を行っている。

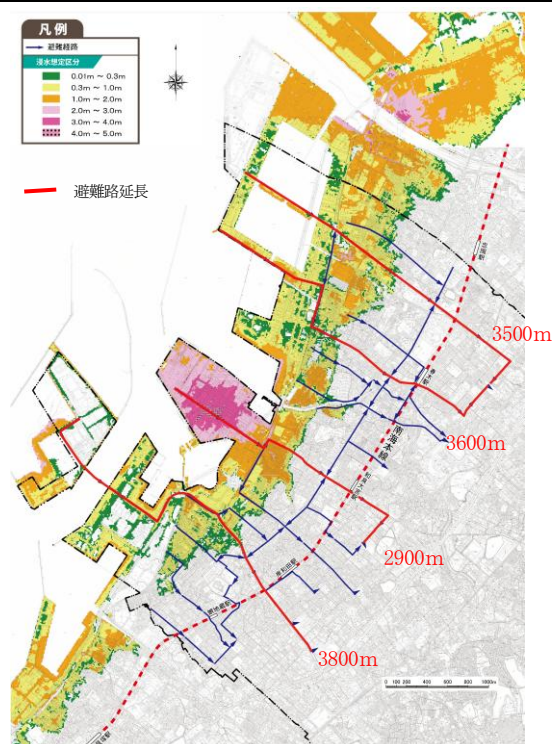


図 2-4 避難困難地域の検討

表 2-2 津波避難ビル指定対象物

NO	名称	所在地	収容場所	構造	収容人数	校区	海拔	指定年月日
1	岸和田市立大芝小学校	磯上町 2 丁目 4-1	3F 廊下	RC 造	260	大芝	2.5	H24.10.1
2	岸和田市立春木中学校	松風町 10-65	3F 廊下 RF	RC 造	1,500	大芝	1.8	H24.10.1
3	岸和田市立春木小学校	春木宮川町 11-13	3F 教室・会議室・廊下	RC 造	500	春木	5	H24.10.1
4	ラパーク岸和田	春木若松町 2 1-1	3F・4F・RF の駐車場	RC 造	17,100	春木	7.4	H24.12.1
5	春木南地車庫	春木泉町 3 番地	2F	S 造	100	春木	2.9	H26.3.1
6	岸和田市立朝陽小学校	上野町西 1-28	3F 廊下	RC 造	300	朝陽	4.8	H24.10.1
7	岸和田市立野村中学校	下野町 2 丁目 13-18	3F 廊下	RC 造	450	朝陽	3	H24.10.1
8	岸和田市立浪切ホール	港緑町 1-1	2F ラウンジ・廊下※ 3F 屋根部屋・機械置場 4F 廊下	SRC 造	1,980	朝陽	2.3	H24.10.1
9	岸和田市立公民館	堺町 1-1	3F 会議室・ロビー 4F 多目的室・ロビー	RC 造	650	中央	3.3	H24.10.1
10	きしわだ自然資料館	堺町 6-5	R F	RC 造	400	中央	1.9	H24.10.1
11	岸和田市役所別館	本町 6-1	3F・4F 廊下・RF	RC 造	840	中央	2.9	H24.10.1
12	大阪府立岸和田高校	岸城町 10-1	3・4F 廊下	RC 造	640	城内	8	H23.12.21
13	岸和田市立浜小学校	紙屋町 12-20	3F 教室・廊下	RC 造	350	浜	1.8	H24.10.1
14	大阪木材商業会館	木材町 15-8	3F 廊下・屋上階	RC 造	200	大芝	2.3	H24.9.28
15	岸和田市貝塚市クリーンセンター	岸之浦町 1 番地の 2	4F 作業場 (ゴミプラットホーム)	SRC 造	1,600	浜	5.2	H24.6.1

収容場所（避難スペース）については、それぞれの施設管理者と協議の上決定。

収容人数は、収容場所（避難スペース）床面積の合計を 1 m²で除して得た数

単位面積当たりの収容人数は、1 m²/人程度を目安とした。

（平成 14 年 3 月津波対策推進マニュアル検討委員会「津波対策推進マニュアル検討報告書」）

※市立浪切ホール 2F の床面高さが TP+10.7m で収容可能場所（避難スペース）であると判断した。



図 2-5 津波避難ビル標識



図 2-6 海拔表示板

居住地域等の海拔を常日頃から意識し、津波災害に対する警戒と防災意識を高めていただけるよう、南海線より海側の地域約 500 カ所に海拔表示板を設置しています。

※海拔表示は津波の高さではなく、各地点の海面からの高さを 50 センチ単位（端数切捨て）で表示しています。表示している海拔は、海拔表示板を設置している位置の高さではなく、地盤の高さを示しています。

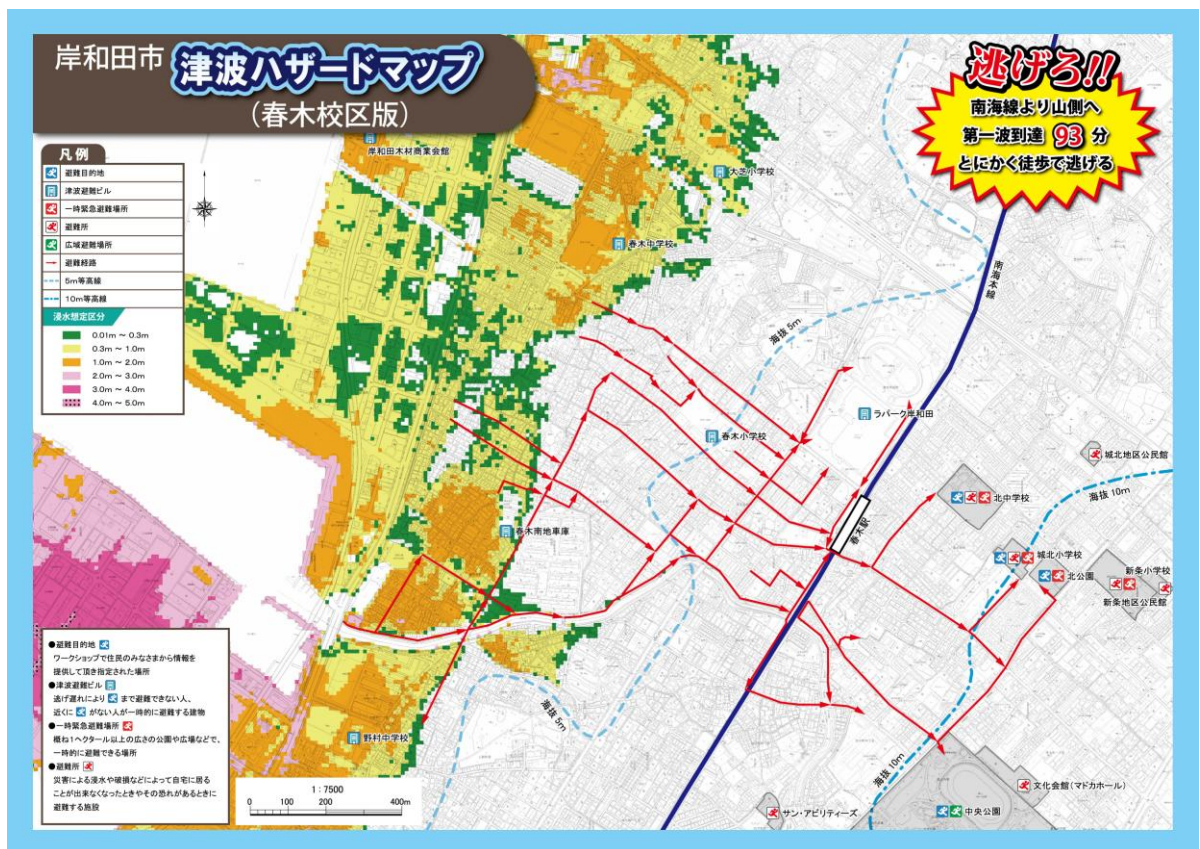
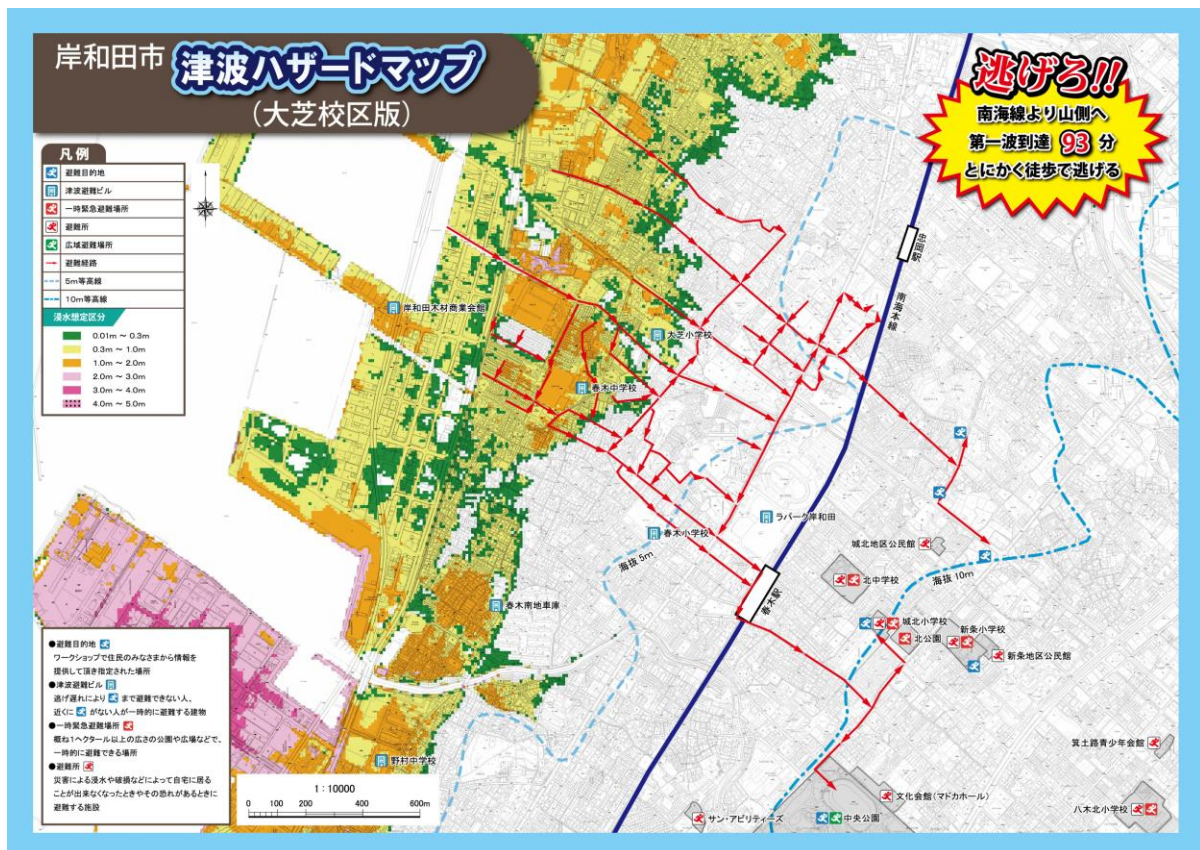
2.4 避難場所等、避難経路の指定・設定

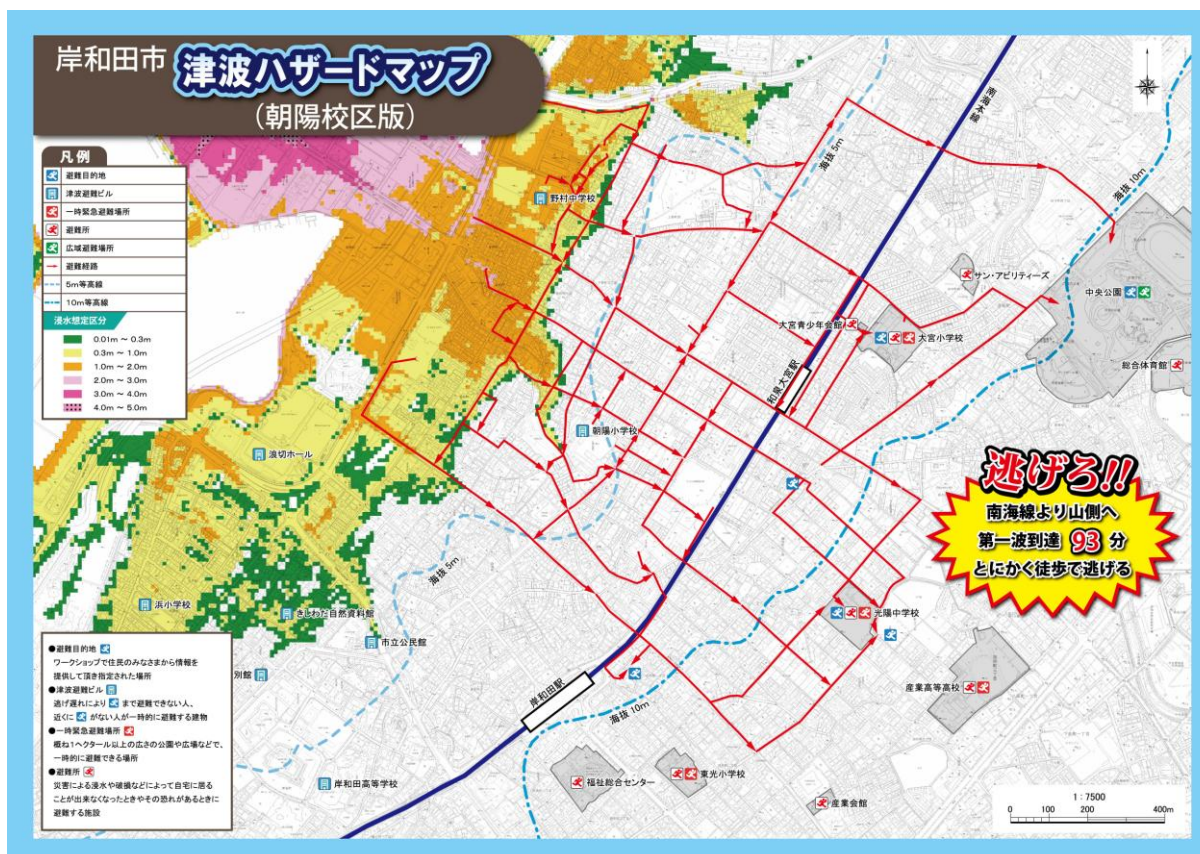
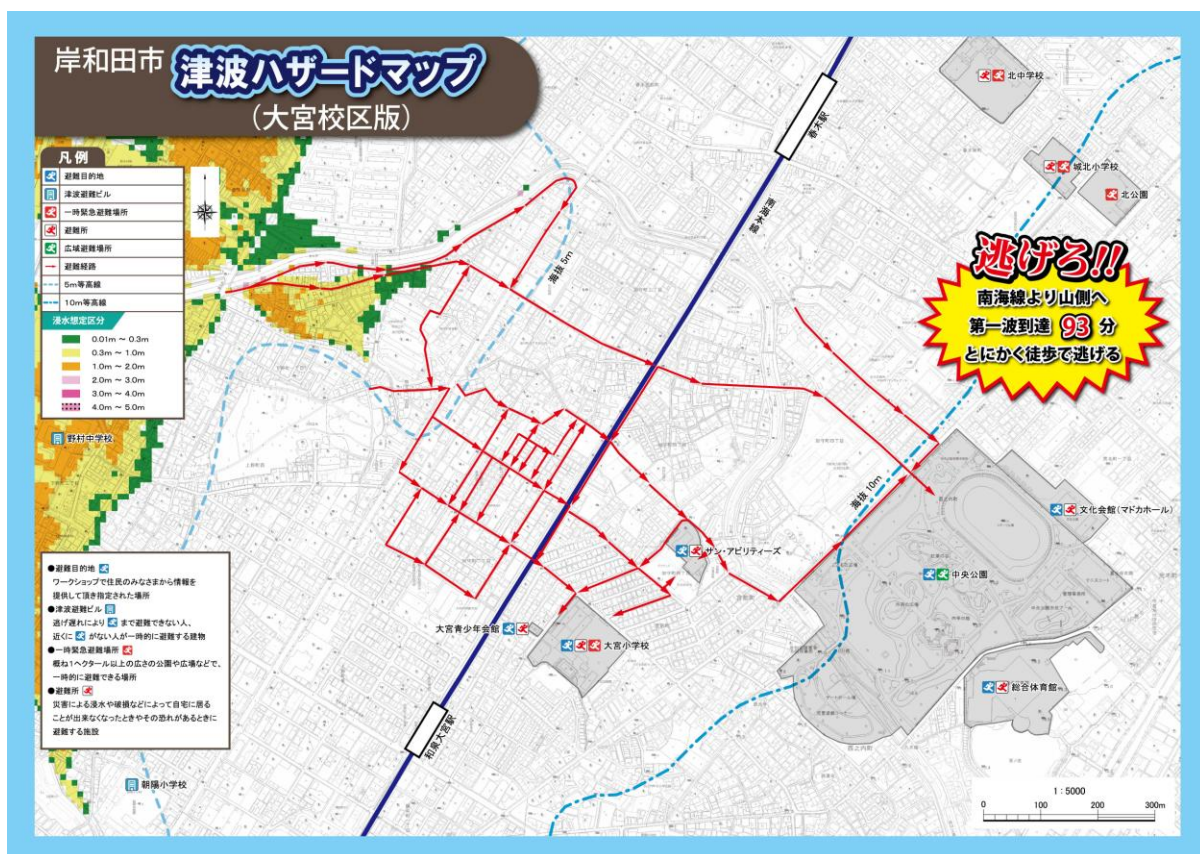
想定南海トラフ地震等津波が発生した場合、図 2-3 で示した避難対象地域の住民が避難するために、岸和田市が指定する避難経路、津波避難ビル等を表 2-3 に示す。なお避難経路等の設定にあたっては、地区ごとのワークショップでの地域住民の意見を十分考慮した上で進めた。

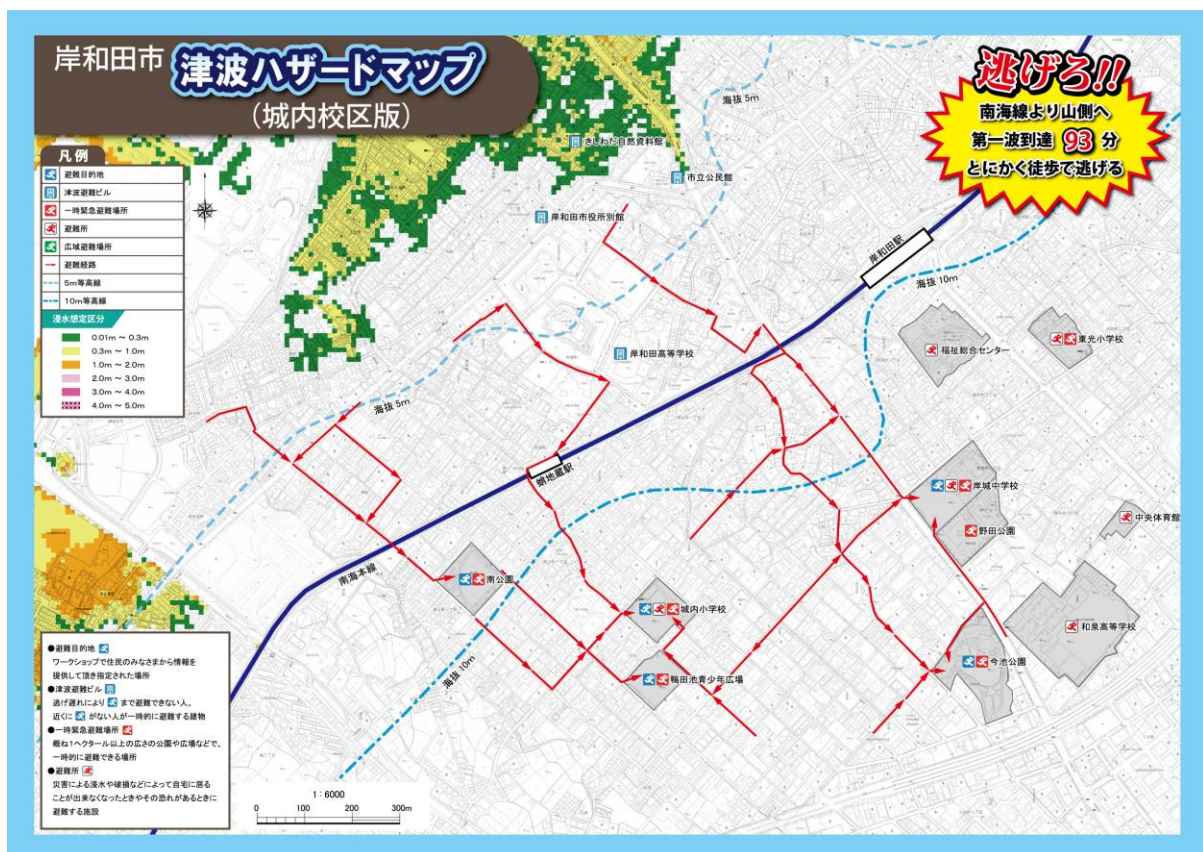
表 2-3 各校区別津波避難ビル等一覧表

津波避難ワークショップ 対象地域名	避難困難地域	避難経路	津波避難ビル
大芝校区	該当なし	校区版ハザード マップ参照	○岸和田市立大芝小学校 ○ラパーク岸和田
春木校区	〃	〃	○岸和田市立春木小学校 ○岸和田市立春木中学校 ○ラパーク岸和田 ○春木南地車庫
大宮校区	〃	〃	
朝陽校区	〃	〃	○岸和田市立野村中学校 ○岸和田市立朝陽小学校 ○岸和田市立浪切ホール
中央校区	〃	〃	○きしわだ自然資料館 ○岸和田市立公民館 ○岸和田市役所別館 ○大阪府立岸和田高校
城内校区	〃	〃	○大阪府立岸和田高校
浜校区	〃	〃	○きしわだ自然資料館 ○岸和田市立公民館 ○岸和田市立浜小学校 ○岸和田市役所別館 ○府立岸和田高校 ○岸和田市立浪切ホール
大阪木材コンビナート協会	〃	〃	○岸和田市立大芝小学校 ○大阪木材商業会館
大阪鉄工金属団地 協同組合	〃	〃	○岸和田市立野村中学校 ○岸和田市立朝陽小学校
地蔵浜町協議会	〃	〃	○岸和田市立公民館 ○岸和田市立浪切ホール
阪南 2 区連絡協議会	〃	〃	○岸和田市立公民館 ○岸和田市貝塚市クリーンセンター ○岸和田市立浪切ホール

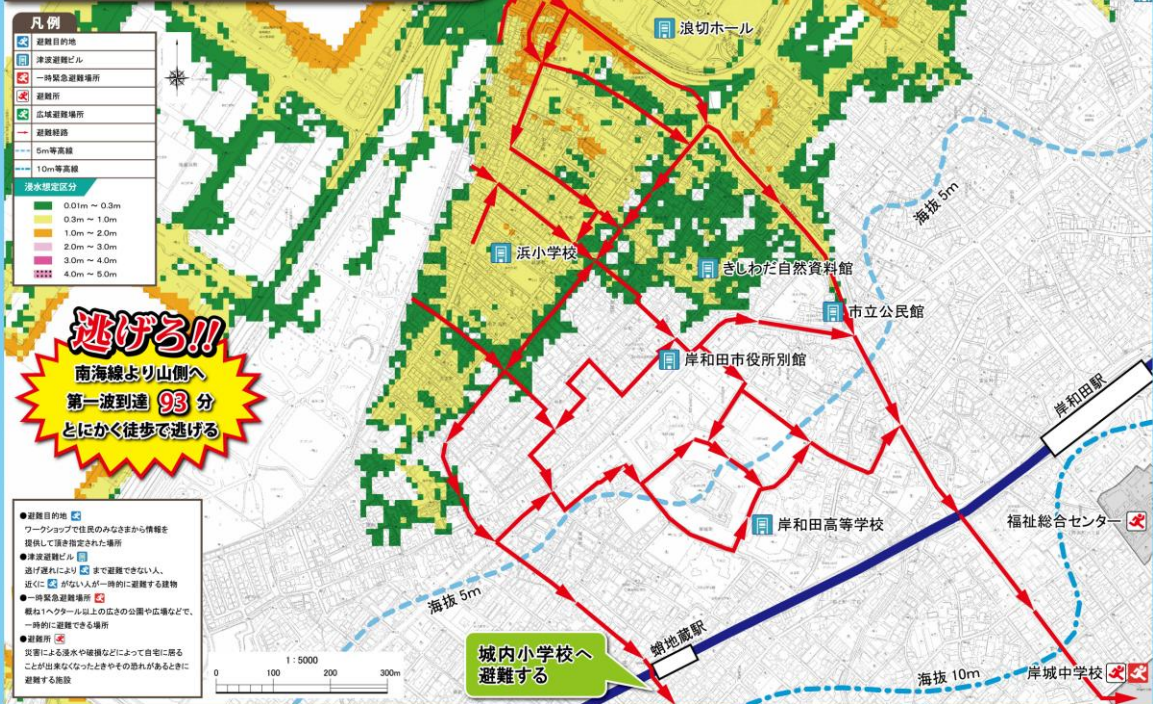
■地域別津波ハザードマップ

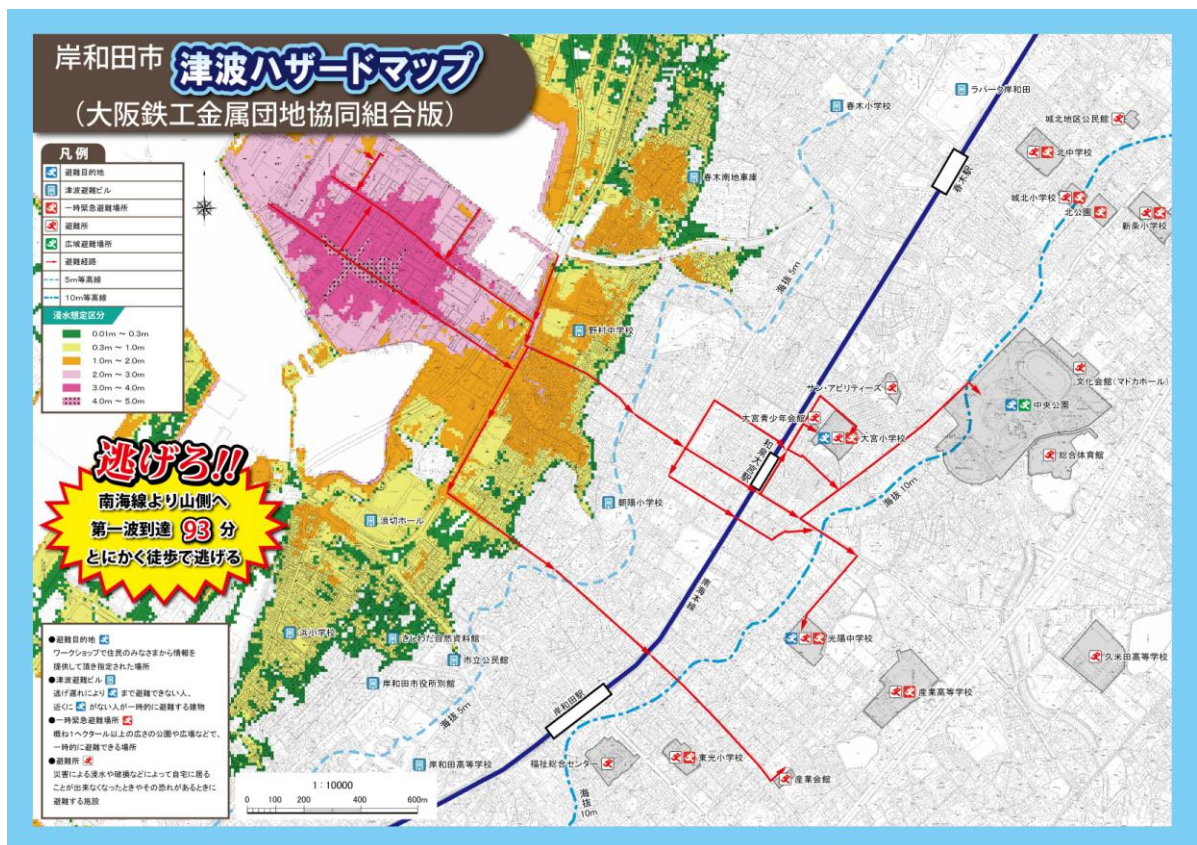
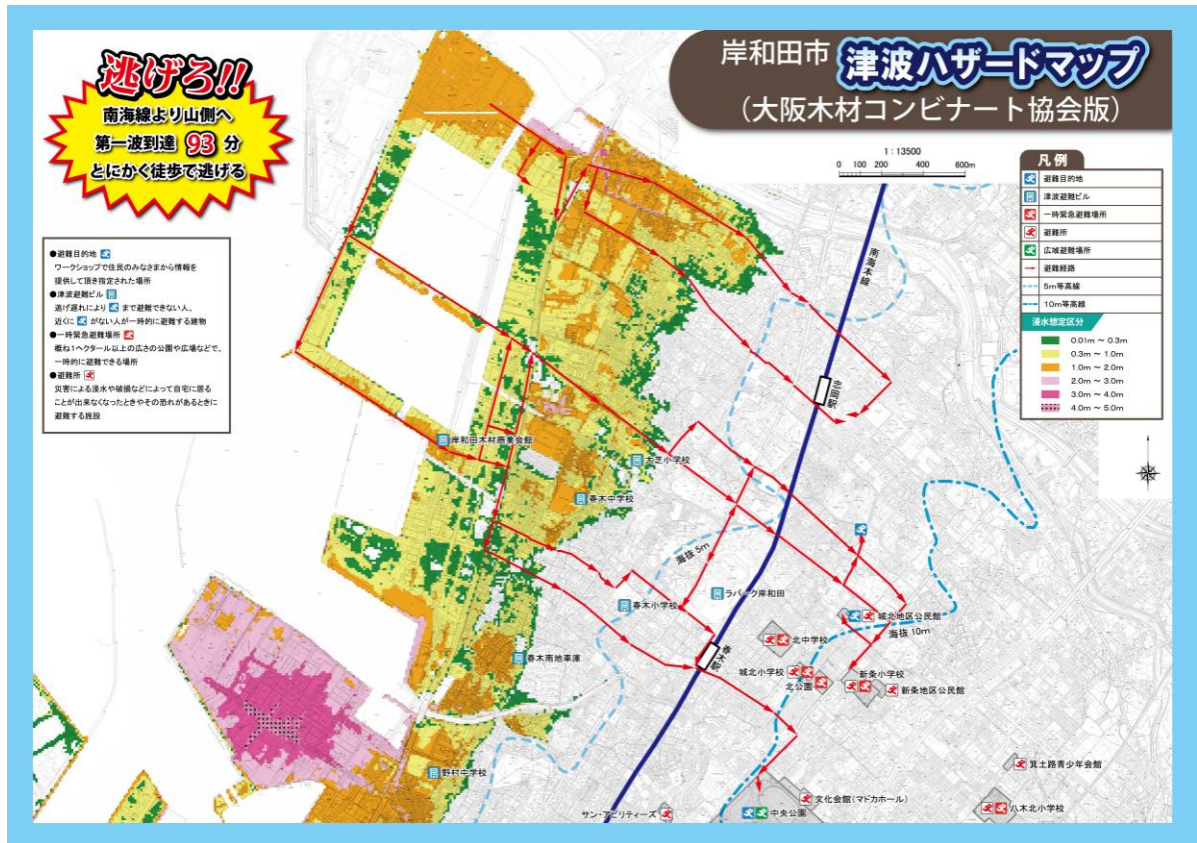


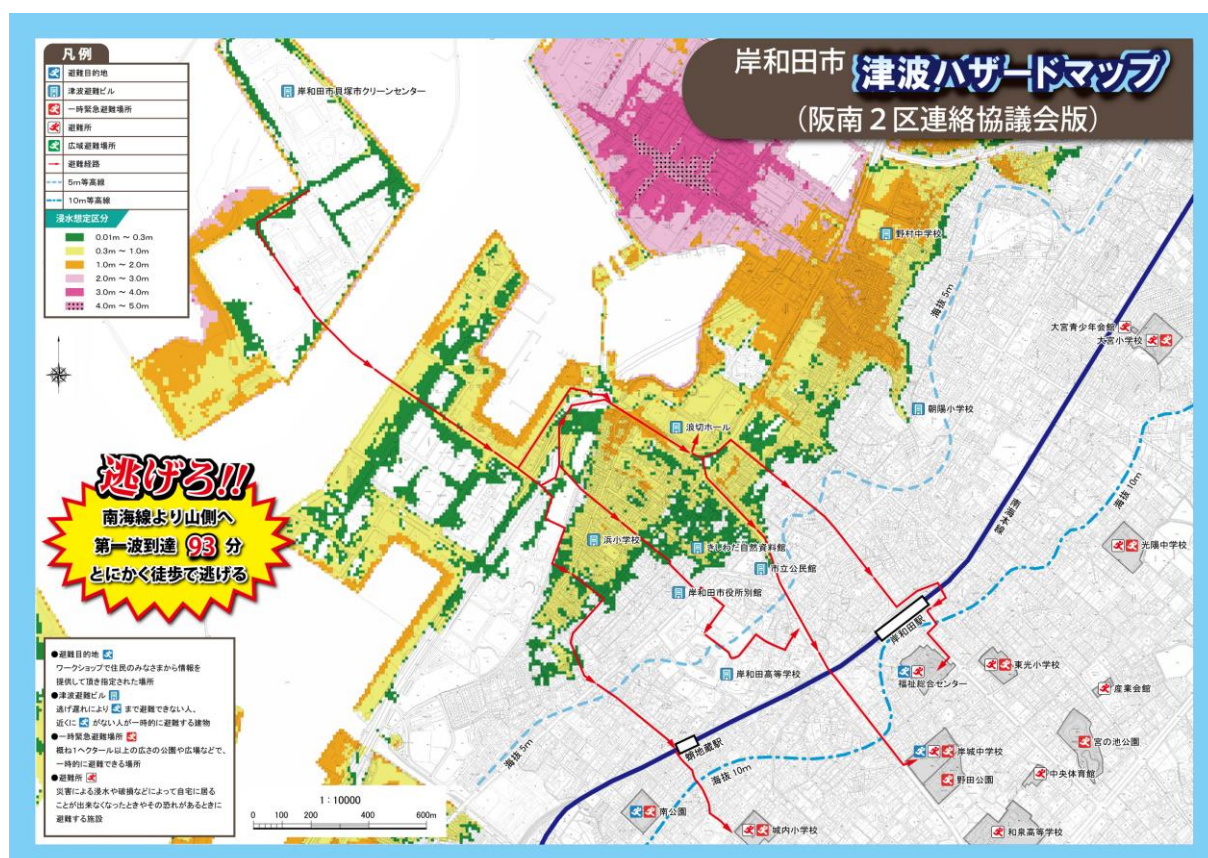
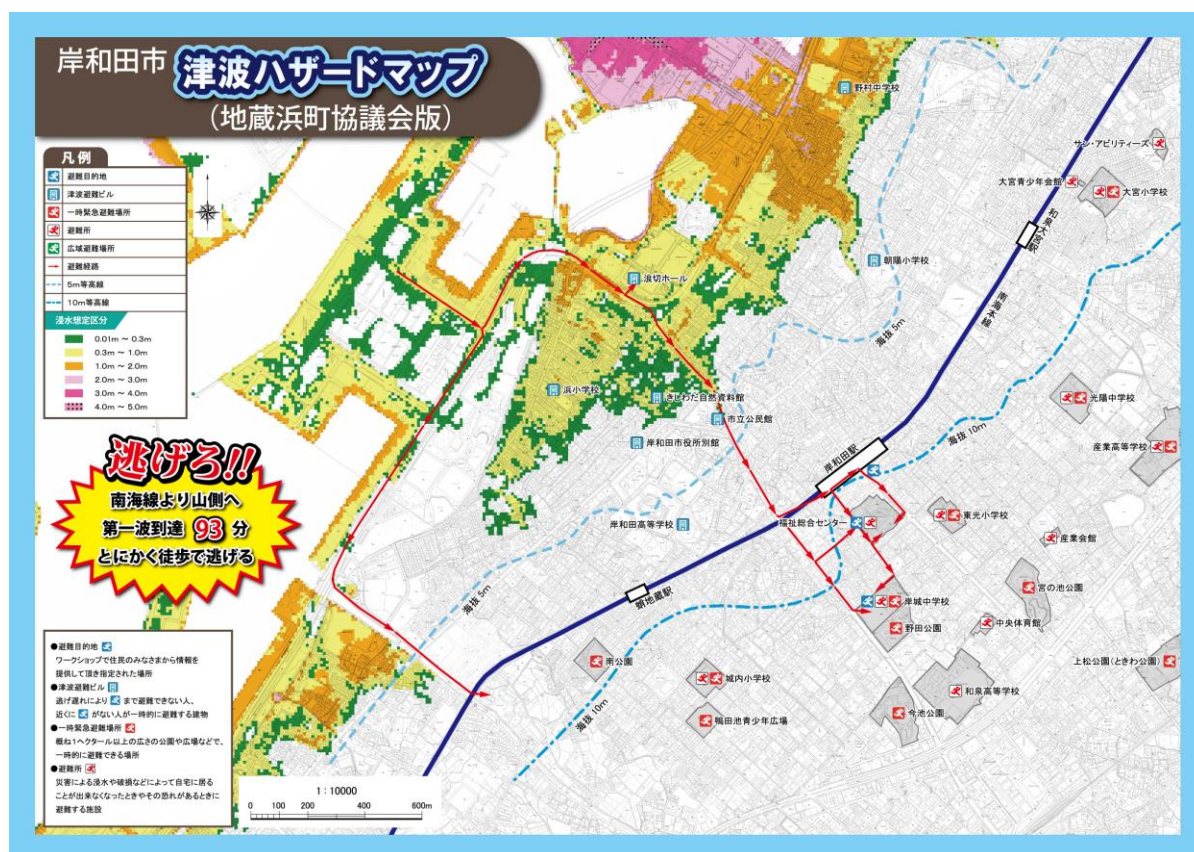




岸和田市 津波ハザードマップ (浜校区版)







3. 津波対策の啓発及び避難支援

津波発生時に迅速かつ的確な避難を確保するためには、市民の自主的な避難が重要である。そのために、平常時から市民に対する津波防災教育・啓発を推進していくとともに、避難訓練などを定期的実施していく必要がある。現行の岸和田市地域防災計画に基づき津波対策の啓発及び避難支援に関する内容を示す。

- (1) 津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について津波防災啓発を行うとともに地域住民（自主防災組織）、児童・生徒への啓発及び体験学習等を実施するものとする。
- (2) 地域ごとの状況に応じた津波避難計画を策定するために、地域住民（自主防災組織）等の参画を得て、避難地や危険箇所等の確認を行い作成するものとする。
- (3) 避難対象地域内における避難行動要支援者等の現状把握に努めるとともに、地域と協働して、避難行動の援助についても検討を行うものとする。
- (4) 水防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及啓発やワークショップの運営が担当できるリーダーの育成に努めるものとする。
- (5) 円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するように努めるものとする。
- (6) 訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には、検討会を実施し、訓練内容・方法・問題点等の検証についても実施し、適宜避難計画にフィードバックさせるものとする。

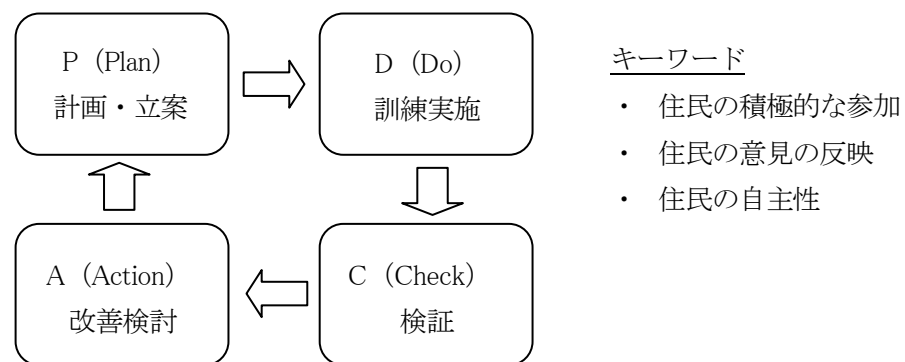


図 3-1 避難訓練と計画の修正のマネジメントサイクル

4. 津波情報の収集・伝達

津波の来襲が予想される場合は、津波情報等の収集・把握に努めながら、岸和田警察署及び岸和田海上保安署と協力して避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講じるとともに、水防活動を迅速かつ効果的に行う体制を確立し、関係機関と連絡調整を図り、浸水被害や二次災害を軽減させるための措置を行う。

4.1 津波情報の収集

(1) 津波等に関する情報

大阪管区気象台が発表する津波予報等は以下のとおりである。

表 4-1 津波予報の種類及びとるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動
	数値での発表 [発表基準]	巨大地震の場合の 表現	
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなどの安全な場所へ避難してください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！ 
	10m (5m<高さ≤10m)		
	5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	

(注)・東日本大震災クラスの津波の発生が予想される場合、「巨大」という表現の大津波警報で非常事態であることをお知らせする。

- ・大津波警報・津波警報が解除されるまでは、安全な場所から離れない。
- ・津波注意報が解除されるまでは、海にはいたり、海岸に近付いたりしない。

表 4-2 地震及び津波に関する情報の種類と内容（津波警報・注意報を発表した場合）

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波高さを発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で津波を観測した場合、その時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(2) 住民等からの通報への対応

①海岸付近の住民及び海浜にいる者等は、強い地震（震度5弱以上）を感じたとき又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに安全な場所に避難するとともに、可能な限り市の広報又は報道等の情報を収集するものとする。

②異常現象を発見した者は、速やかに市又は防災関係機関に通報するものとする。

- ・ 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市又は警察署若しくは海上保安署に通報する。
- ・ 通報を受けた警察署又は海上保安署は、その旨を速やかに市に通報する。
- ・ 通報を受けた市は、直ちに関係機関に連絡し、早期にそれに対する応急対策を講ずる。
- ・ 通報を受けた市は、必要に応じ大阪管区气象台、府危機管理室に通報するとともに、市民に対してその周知徹底を図る。

表 4-3 異常現象の種類と内容

水	象	異常潮位、津波
そ	の	堤防等に水漏れ、石油等危険物の大量流出、その他事故による災害の発生、又はそのおそれがある時

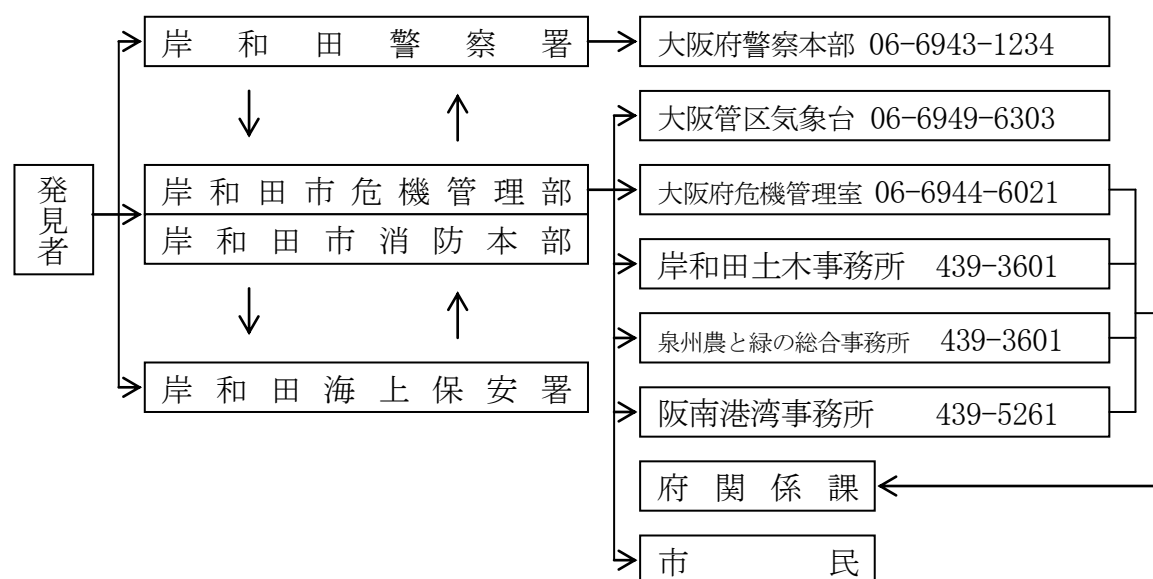


図 4-1 異常現象通報の伝達系統図

4.2 避難勧告・指示の発令

現行の岸和田市地域防災計画に基づき津波避難に関わる避難勧告・指示に関する内容を示す。

(1) 避難対象地域への避難勧告または避難指示

津波予警報が発表された場合、及び府域で震度 4 程度以上が観測された場合、又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、海面監視等により津波による浸水が発生すると判断した場合は、市民や釣り人、観光客、ドライバー等に対して速やかに的確な避難の勧告・指示を行うとともに、高台等の安全な場所に誘導する措置を講ずる。

なお、南海トラフ巨大地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、避難対象地域と同様の地域である。

(2) 発令時期及び伝達方法

発令時期は津波予警報を認知した場合又は津波予警報の通知を受けた場合とする。

なお、解除の発令は、原則として、津波災害に伴う危険が解消したと認められる津波予警報の解除の発表に基づき実施する。

避難の勧告・指示は、市防災行政無線（同報系）や広報車等の活用、水防団及び自主防災組織等との連携など、あらゆる手段により市民等に周知する。周知にあたっては避難行動要支援者に配慮して行うものとする。

(3) 避難指示の基準

市は、「岸和田市地域防災計画」に従って、津波浸水想定地域、その他津波被害のおそれがあり、特に避難が必要な地域に対して、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令し、住民等の安全確保を図る。

① 避難指示の発令

気象庁から津波警報が発表された場合は、以下の基準に従って避難指示を発令する。

表 4-4 津波に対する避難指示の判断基準

	避難指示の発令地域
大津波警報	南海線より海側の地域
津波警報	旧国道（紀州街道）より海側の地域
津波注意報	防潮ラインより海側の地域

② 遠地地震の場合の避難勧告等

我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波警報等を発表する前から、津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告の発令を検討するものとする。

警報	避難指示発令	
大津波警報	南海線より海側	
津波警報	旧国道(紀州街道)より海側	
津波注意報	防潮ラインより海側	

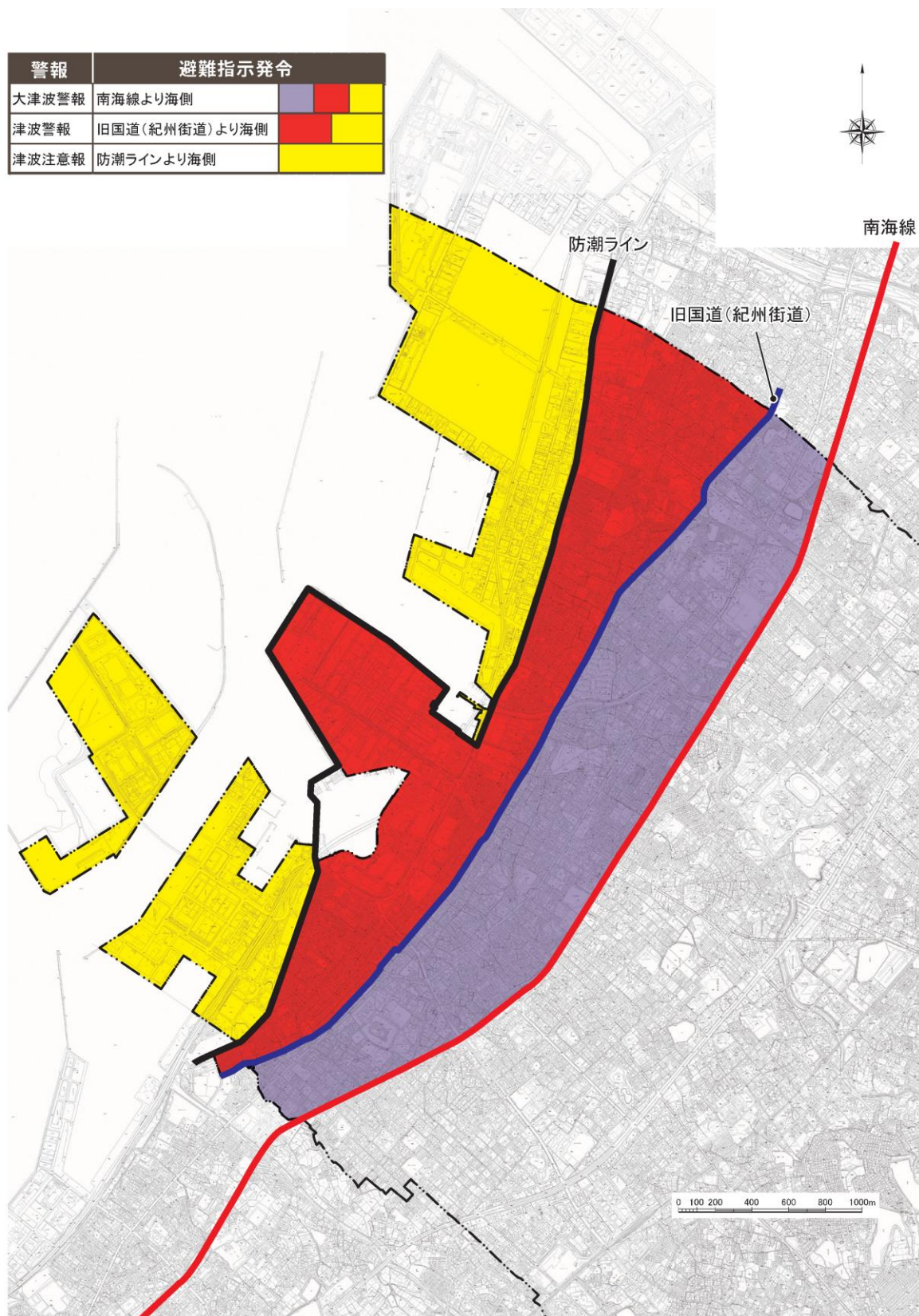
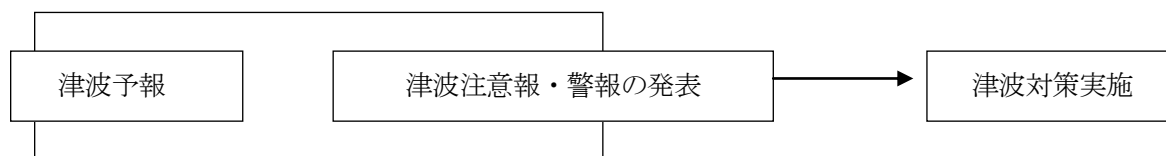


図 4-2 避難指示の基準

4.3 地震・津波・気象予警報等の情報周知

(1) 津波等の情報伝達

本部統括班長（危機管理課長）（勤務時間外にあっては消防本部）は、大阪管区气象台や報道機関からの地震津波情報、気象予警報等を収集し、あらかじめ定められた方法（庁内放送、庁内 LAN、防災行政無線移動系、大阪防災ネット防災メール等）により各部等に伝達する。



(2) 市民への周知

① 連絡する情報

必要と認められる地震関連情報等のほか、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて周知するものとする。

② 市民に対する連絡方法

- ・ 地震関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて市民に周知されるが、市長が必要と認めた情報等についても知事又は各報道機関に依頼して周知を図るものとする。
- ・ 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法のいずれかにより周知するものとする。
 - ※ 広報車等の利用
 - ※ 水防計画による水防信号(サイレン)の利用
 - ※ 電話・口頭等による個別の通知
 - ※ 防災行政無線の利用
 - ※ エリアメールの利用
 - ※ 市ホームページ、フェイスブック、ツイッターの利用
 - ※ 町会・自治会等の協力
 - ※ 水防団の協力
 - ※ 自主防災会の協力
 - ※ 市ホームページの利用
 - ※ ケーブルテレビ及びコミュニティFM等の利用

(3) 在港船舶等に対する周知

岸和田海上保安署は、津波等による船舶の災害を防止するため、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇等により周知する。

- ・ 在港船舶の動静を把握し、津波情報等を伝達するとともに荷役の早期完了、又は中止を勧告する。
- ・ けい船中の船舶、修繕中の船舶、浚渫船等の早期避難を勧告指導する。
- ・ 在港船舶全般に対し、迅速に安全な泊地に避難するよう指導する。

(4) 通信手段（市防災行政無線通信網）

無線通信手段として、

1. 同報通信方式による同報系
2. 陸上移動局の単信方式による市波および広域共通波の移動系
3. 陸上移動局の単信方式による全国相互波の移動系

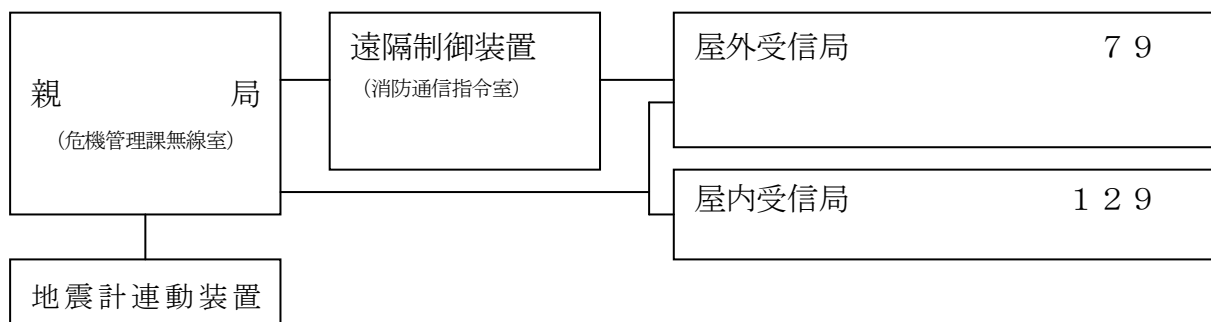
以上3系統の無線設備により災害時における円滑な通信を確保する。

無線設備のシステム構成は次のとおりである。

① 同報系 「呼出名称：ぼうさいきしわだし」

親局から屋外子局及び戸別受信局への放送により、地域住民ならびに避難所に対し、気象予警報等、各種災害情報や災害対策本部からの指示、伝達を行う。

J-ALERT、地震計と連動した自動緊急放送やサイレン吹鳴のほか、設置場所、伝達内容に応じグループ別放送を行う。

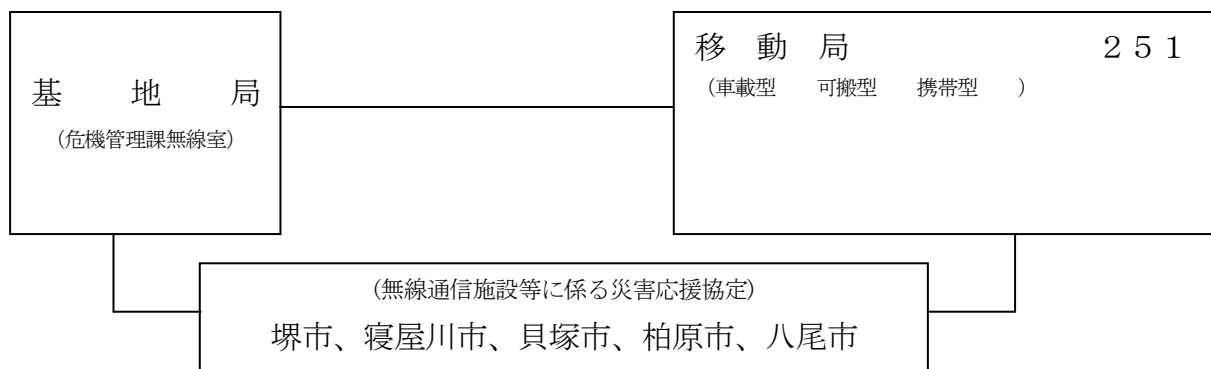


② 移動系 「呼出名称：ぼうさいきしわだ」

市基地局又は移動局、移動局相互間の通信用を目的とした市波と、岸和田市と大阪府内各都市相互間の通信用を目的とした広域共通波の2つの周波数を搭載している。

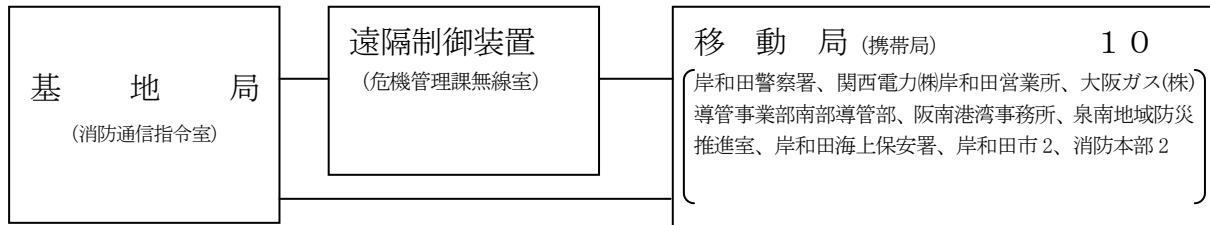
市域での相互連絡通信用として活用するほか、岸和田市のみでは十分な応急対策通信ができないときは、別に締結する「無線通信施設等に係る災害相互応援協定」により、大阪府内の特定都市に応援を要請して通信確保を図る。

市波と広域共通波の周波数は、無線機の切り替えスイッチより選択する。



③ 移動系(相互波) 「呼出名称：きしわだぼうさいきょう」

市域内の防災関係機関相互の通信を確保するもので、消防本部基地局と防災関係機関に常置する移動局、又はこの移動局間において通報及び連絡を行い、災害時の迅速な被害拡大防止と応急対策の円滑な遂行を図る。



5. 職員の配備体制

岸和田市では、津波が発生した場合もしくは津波が発生する恐れがある地震が発生した場合に、地域防災計画の参集・配備基準に基づき職員の参集・配備を行う。また、災害対策本部の設置基準に基づき災害対策本部を設置し、緊急時の防災業務を実施する。

市長は、災害の規模、種類、被害発生予想される時間等を検討し、必要な防災体制をとるため、以下のレベル1から5レベルの配備体制を敷く。

表 5-1 職員参集基準及び参集場所

	区分	参集職員数	配備体制要件		
			地震	津波	高潮
初動対応	レベル1 事前準備体制 (事前準備室)	約30人	〈震度4〉 自動参集 所属部署	〈注意報〉 自動参集 所属部署	〈注意報〉 自動参集 所属部署
	レベル2 初動対策体制 (初動対策室)	約100人		〈注意報〉 参集指示あり 所属部署	〈警報〉 自動参集 所属部署
災害対応	レベル3 A号体制 (災害対策本部)	約600人 (全職員の1/4)	〈震度4〉 参集指示あり 所属部署	〈警報〉 自動参集 指定場所※	〈警報〉 参集指示あり 所属部署
	レベル4 B号体制 (災害対策本部)	約1200人 (全職員の1/2)	〈震度5弱以上〉 自動参集 指定場所※	〈警報〉 参集指示あり 指定場所※	〈警報〉 参集指示あり 所属部署
	レベル5 C号体制 (災害対策本部)	約2300人 (全職員)	〈震度6弱以上〉 自動参集 指定場所※	〈大津波警報〉 自動参集 指定場所※	〈特別警報〉 自動参集 所属部署

記載例 上段：〈気象予警報等〉 中段：自動参集・指示による参集の別 下段：参集場所

表 5-2 指定場所（地震震度5弱以上、津波警報及び大津波警報が発表された場合）

	本部事務局	食料物資部	福祉救護部	生活基盤部	避難支援 学校部	上下水道部	消防本部	再建支援部
指定場所	消防本部 3階 作戦室	総合体育館 1階 弓道場	保健 センター 3階 会議室	総合体育館 2階 会議室	東岸和田市 民センター 3階 大会議室	八木市民 センター 2階 会議室 1A/1B	消防本部	桜台市民 センター 3階 全フロア

（注）各部の本部常駐担当者は、本部事務局の参集場所へ参集することとする。

各部構成員の具体的な参集場所については、別にマニュアルに定める。

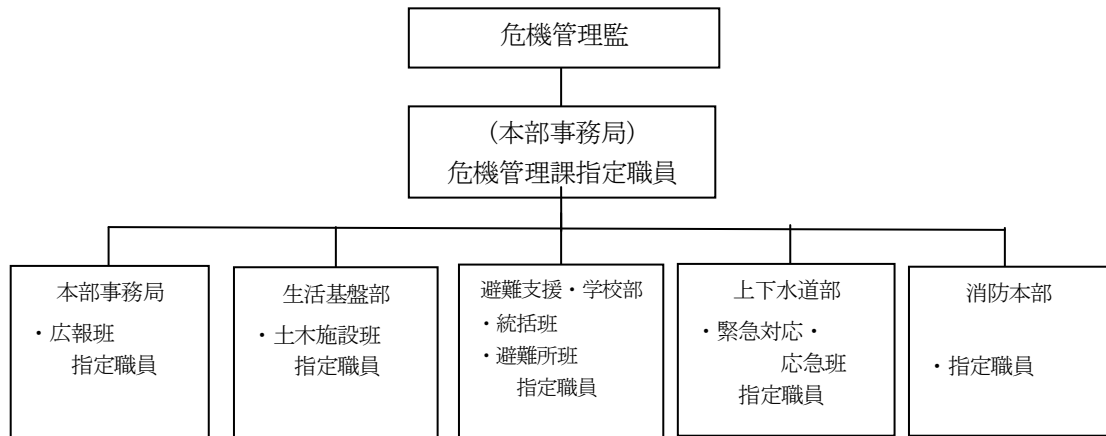


図 5-1 事前準備室組織（レベル１）



図 5-2 初動対策室組織（レベル２）

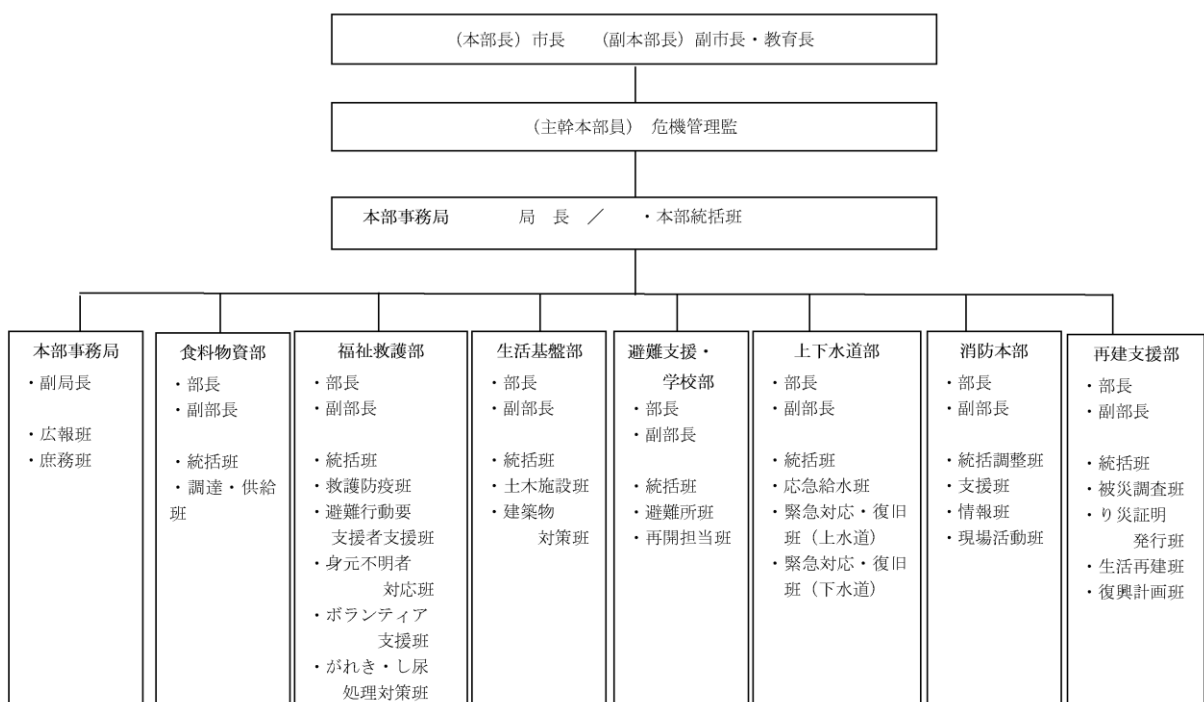


図 5-3 災害対策本部組織（レベル３～レベル５）

震度 5 弱以上の地震発生時及び津波警報以上の発表がなされた時の
災害対策本部配置場所図

平成 26 年 4 月 1 日改定

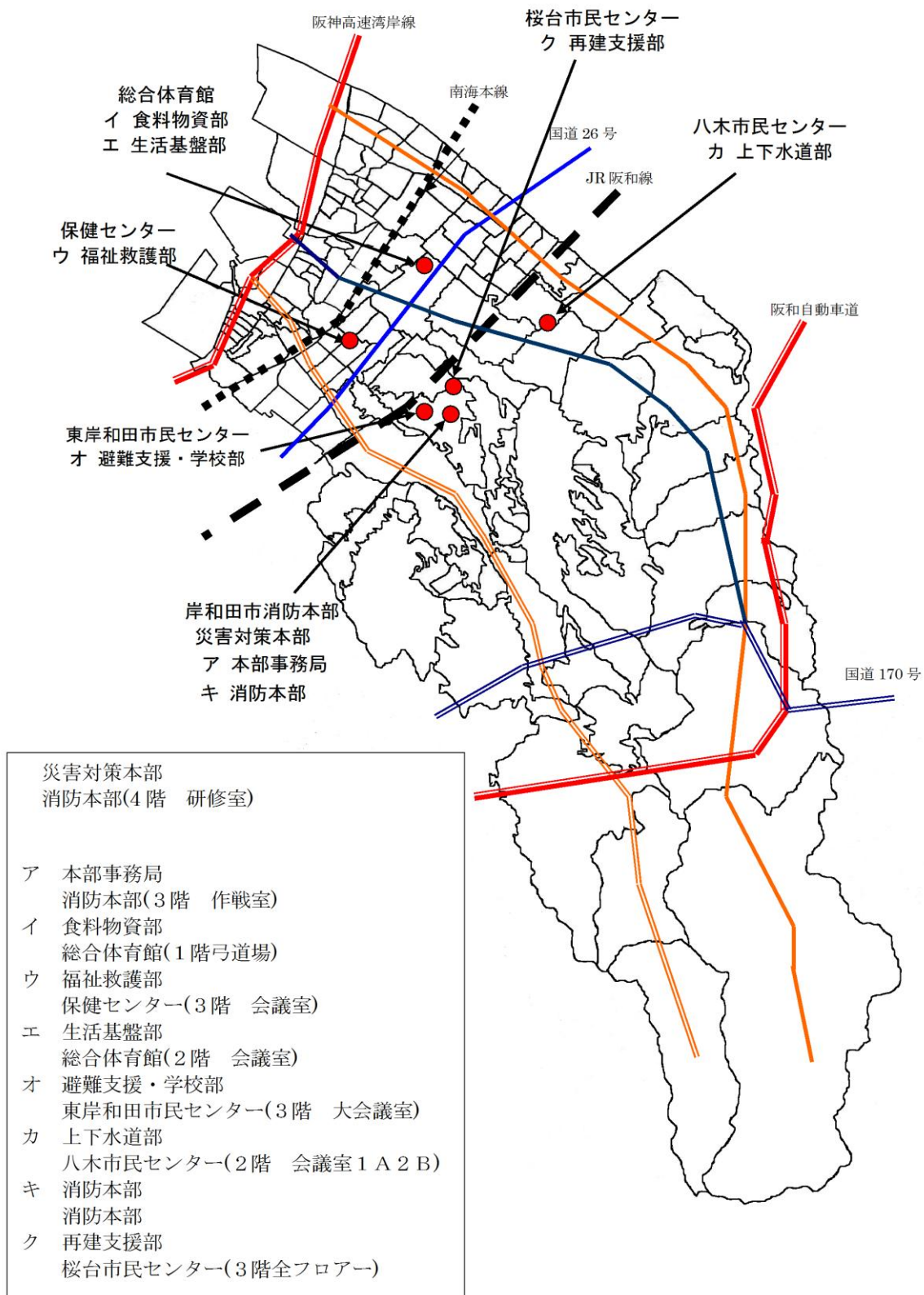


図 5-4 災害対策本部配置場所

(震度 5 弱以上の地震発生時及び津波警報以上の発表がなされた時)

6. 水門・鉄扉等施設操作活動

6.1 情報の伝達

大阪管区気象台から大阪府沿岸に津波の発生に関する情報が発表された時、あるいは大阪府水防本部から警戒体制の指令が発令された時は、これらの情報を迅速かつ正確に伝達できるよう、連絡系統を確立するとともに関係者への周知に努める。

津波注意報、津波警報、大津波警報及び海岸水防警報が発令された場合の情報及び閉鎖報告の連絡系統は以下の通りとする。

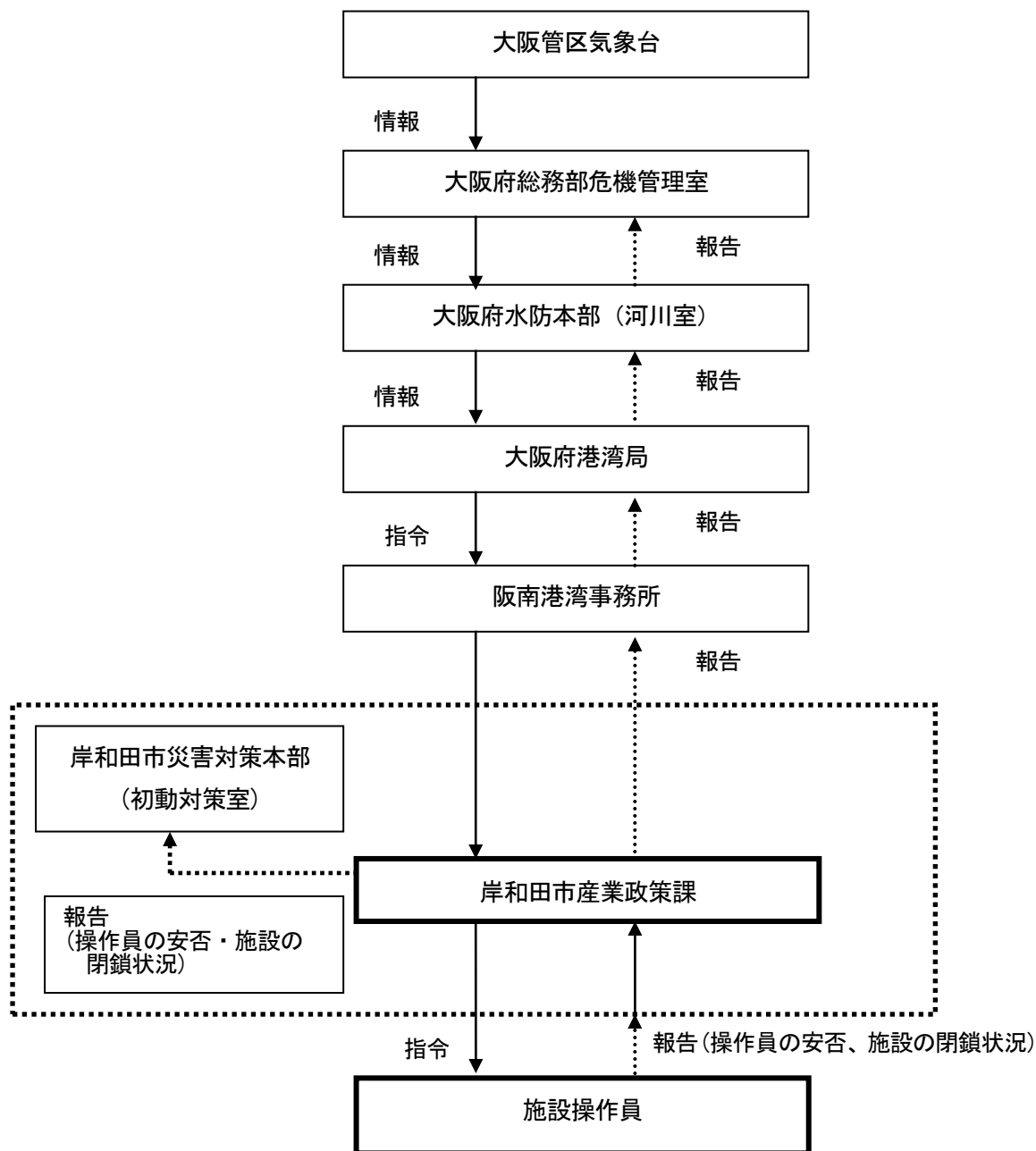


図 6-1 津波情報の連絡系統

6.2 配備体制

(1) 津波注意報・津波警報発表時の配備体制

津波予警報発表時の配備体制は、次の通りとする。

津波注意報	津波警報 大津波警報
津波警戒体制 A	津波警戒体制 B

備考：気象台から津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合は、担当職員は上記の体制が発令されたものとして、直ちに自主参集することとする。ただし、津波注意報・津波警報・大津波警報が発令された場合で、発令時刻から大阪府への津波到達予想時刻が3時間を超える時、担当職員は産業政策課長からの命令があるまで、連絡が取れる状態で待機するものとする。

津波警戒体制 A・・・表 6. 1 の区分 A を操作できる体制

津波警戒体制 B・・・表 6. 1 の全施設（区分 A・B・C）を操作できる体制

(2) 水門・鉄扉等施設操作員配備体制

水門、鉄扉等の開閉操作に係る職員の配備体制は、「津波対策実施要領」に基づき、産業政策課長を本部として、施設ごとに必要な人員を配備する。

6.3 津波防ぎょ施設の操作

岸和田市沿岸に津波の来襲が予想される場合、津波防ぎょ施設（以下「施設」という。）を閉鎖し、地域を守らなければならない。

このため、施設の操作員は、大阪管区気象台から津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき、あるいは津波に関する情報を入手したときは、災害初動対策室の指令を待つことなく直ちに本実施要領に定められた行動に移るものとする。

6.4 施設の維持管理

施設の管理者あるいは施設操作機関は、津波発生時に施設が安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無のチェックなどを心がけて、施設操作に万全を期するよう努めることとする。

表 6-1 操作(管理)施設一覧

番号	施設名	所在地	機能 (形式)	操作責任者	敷高 (OP+m)	区分
1	天の川水門	磯之上町	電動式	岸和田市	0.700	A
2	岸和田 1-2 門扉	木材町	両開式	岸和田市	3.770	B
3	旧天の川樋門	新港町	電動式	岸和田市	0.00	A
4	貯木場南水門	木材町	電動式	港湾局	-2.465	A
5	岸和田 3-2 門扉	春木大國町	電動式	岸和田市	3.675	B
6	岸和田 6-1 門扉	新港町	電動式	岸和田市	4.200	B
7	岸和田 6-2 門扉	新港町	電動式	岸和田市	4.100	B
8	岸和田 6-3 門扉	新港町	電動式	岸和田市	4.200	B
9	岸和田 6-4 門扉	新港町	電動式	岸和田市	4.200	B
10	岸和田 7-1 門扉	臨海町	電動式	岸和田市	2.750	A
11	岸和田 7-2 門扉	臨海町	電動式	岸和田市	2.500	A
12	岸和田 7-3 門扉	臨海町	手動	岸和田市	2.500	休止
13	岸和田 7-4 門扉	臨海町	電動式	岸和田市	2.350	A
14	岸和田 7-5 門扉	臨海町	手動	岸和田市	1.800	休止
15	岸和田 7-6 門扉	臨海町	電動式	岸和田市	1.800	A
16	岸和田 7-7 門扉	臨海町	手動	岸和田市	1.550	休止
17	岸和田 7-8 門扉	臨海町	手動	岸和田市	1.800	休止
18	岸和田 7-9 門扉	臨海町	手動	岸和田市	2.100	休止
19	岸和田 7-10 門扉	臨海町	電動式	岸和田市	2.250	A
20	岸和田 7-11 門扉	臨海町	電動式	岸和田市	2.250	A
21	岸和田二-8 逆防樋門	臨海町	手動	岸和田市		A
22	岸和田 8 門扉	臨海町	手動	岸和田市	5.870	C
23	岸和田 8-2 門扉	臨海町	手動	岸和田市	4.000	B
24	岸和田 8-3 門扉	臨海町	片開式	岸和田市	4.600	B
25	岸和田 8-4 樋門	臨海町	手動	岸和田市	1.730	A
26	岸和田水門	臨海町		港湾局	-4.150	A
27	岸和田 1-3 門扉	磯之上町	手動	岸和田市	3.240	B

区分 A：津波注意報で状況により閉鎖する

敷高または止水高（地震による沈下量を考慮しない）が概ね OP+3.2m未満の施設

（津波高最大 1.0m）

B：津波警報で状況により閉鎖する

敷高または止水高が（地震による沈下量を考慮する）が概ね OP+5.2m 以下の施設

（津波最高 3.0m）

C：大津波警報で状況により閉鎖する

上記注意報・警報での施設を含む、全ての津波防ぎょ施設

(勤務時間内)

本部 産業政策課長					
○は操作対象施設					
施設名	津波注意報・警報の別			操作班	緊急時の避難場所
	津波 注意報	津波 警報	大津波 警報		
天の川水門	○	○	○	勤務時間内1班	大芝小学校
岸和田1-2 門扉		○	○	岸和田市、大阪府、 岸和田警察	大芝小学校
旧天の川樋門	○	○	○	勤務時間内1班	春木中学校
岸和田1-3 門扉		○	○	施設課班	大芝小学校
岸和田3-2 門扉		○	○	勤務時間内1班	春木中学校
岸和田6-1、6-2、 6-3、6-4 門扉		○	○	勤務時間内1班	春木中学校
岸和田7-1、7-2 門扉	○	○	○	勤務時間内2班	野村中学校
岸和田7-4、7-6 門扉	○	○	○	勤務時間内3班	野村中学校
岸和田7-10、7-11 門扉	○	○	○	勤務時間内4班	野村中学校
岸和田二-8 逆防樋門	○	○	○	勤務時間内3班	野村中学校
岸和田8 門扉			○	韓北海鉄工所	野村中学校
岸和田8-2、8-3 門扉		○	○	出光興産㈱ 岸和田油槽所	野村中学校
岸和田8-4 樋門	○	○	○	出光興産㈱ 岸和田油槽所	野村中学校
岸和田水門	○	○	○	産業政策課	野村中学校

(勤務時間外)

本部 産業政策課長					
○は操作対象施設					
施設名	津波注意報・警報の別			操作班	緊急時の避難場所
	津波 注意報	津波 警報	大津波 警報		
天の川水門	○	○	○	勤務時間外1班	大芝小学校
岸和田1-2 門扉		○	○	岸和田市、大阪府、 岸和田警察	大芝小学校
旧天の川樋門	○	○	○	勤務時間外1班	春木中学校
岸和田1-3 門扉		○	○	施設課班	大芝小学校
岸和田3-2 門扉		○	○	勤務時間外2班	春木中学校
岸和田6-1、6-2、 6-3、6-4 門扉		○	○	勤務時間外2班	春木中学校
岸和田7-1、7-2 門扉	○	○	○	勤務時間外3班	野村中学校
岸和田7-4、7-6 門扉	○	○	○	勤務時間外4班	野村中学校
岸和田7-10、7-11 門扉	○	○	○	勤務時間外5班	野村中学校
岸和田二-8 逆防樋門	○	○	○	勤務時間外4班	野村中学校
岸和田8 門扉			○	韓北海鉄工所	野村中学校
岸和田8-2、8-3 門扉		○	○	出光興産㈱ 岸和田油槽所	野村中学校
岸和田8-4 樋門	○	○	○	出光興産㈱ 岸和田油槽所	野村中学校
岸和田水門	○	○	○	勤務時間外6班	野村中学校

※ 津波注意報・津波警報が発令された時刻から、大阪府への津波到達時刻まで3時間を超える場合は産業政策課長から命令された者が施設の操作を行う

※ 表の避難場所は避難時間が十分に取れない場合の緊急避難先を示す。避難時間が十分に取れる場合は災害時職員対応マニュアルに従って、所定の担当部署に向かうものとする。いずれの場合も可能な限り速やかに施設の閉鎖状況を報告するものとする

図 6-2 水門・鉄扉等施設操作員配備体制

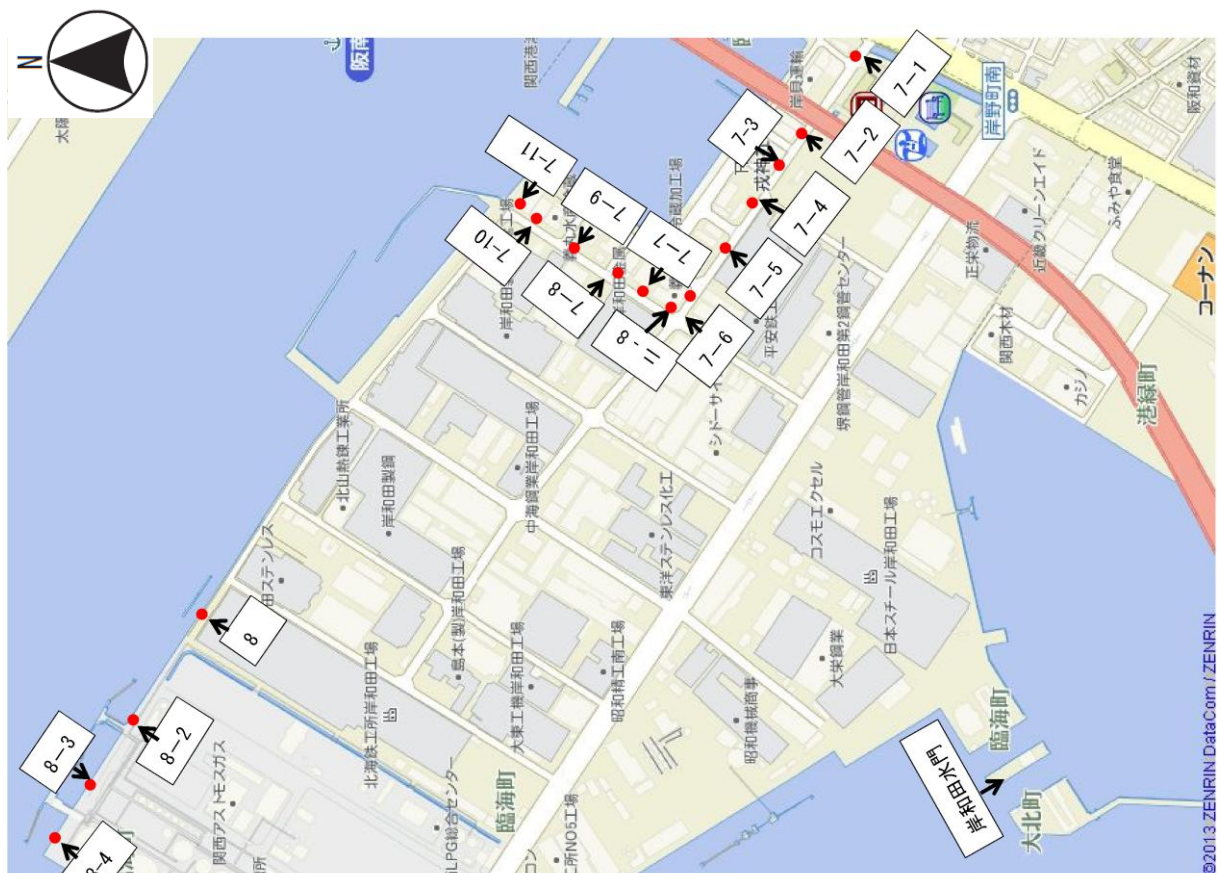


図 6-3 水門・鉄扉等の位置

岸和田市津波避難計画

平成 26 年 7 月

編集発行 岸和田市危機管理部危機管理課

〒596-8510

岸和田市岸城町 7 番 1 号

電話 072-423-9437（直通）
